

曾根崎交通安全協会
曾根崎自家用自動車部会
〒530-0027
大阪市北区堂山町1-5
三共梅田ビル6階611号室
TEL (06) 6315 - 8505
FAX (06) 6315 - 8506
制作・印刷 (株)タップハウス

期間：令和6年4月6日(土)から4月15日(月)までの10日間

令和6年 春の全国交通安全運動

運動の重点

1 全国重点

① こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

- 次代を担うこどもの命を社会全体で交通事故から守ることは重要である。
- 幼児・児童(小学生)の交通事故による死者・重傷者は歩行中や自転車乗車中の割合が高い。
- 歩行中、児童(小学生)の死者・重傷者の通行目的では登下校が全体の4割を占める。
- 通学路をはじめ道路交通環境は依然として危険にさらされて状況にある。



② 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

- 交通死亡事故の第一当事者の多くは自動車運転者である。
- 歩行中の死亡事故の多くが道路横断中に発生し横断歩行者妨害等の法令違反がある。
- 飲酒運転・妨害運転(いわゆる「あおり運転」等の悪質・危険な運転による交通事故が後を絶たない。
- 高齢者のハンドル操作不適やブレーキとアクセルの踏み間違いが多い。
- 後部座席のシートベルト着用率、チャイルドシートベルトの適正使用率が低調である。

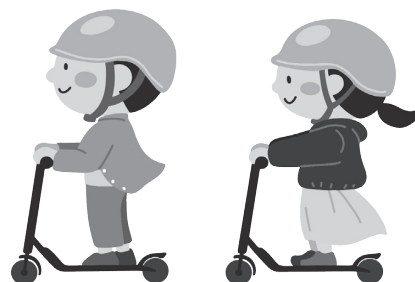
③ 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

- 全事故に占める自転車関連事故の割合は増加傾向にある。
- 自転車乗車中の交通死亡事故死者数は10歳から26歳未満の若年層の割合が高い。
- 自転車乗車中死者の人身損傷主部位は、半数が頭部である。
- 自転車乗車中の死亡事故は自転車側の多くに法令違反が認められる。

2 大阪重点

高齢者の交通事故防止

- 信号を必ず守りましょう。
- 交差点では、必ず左右の安全確認をしましょう。
- 無理な横断をせずに、横断歩道を利用しましょう。
- 加齢に伴う身体機能の変化等により、安全な運転に不安がある場合は、安全運転相談ダイヤル(電話：#8080)を積極的に活用しましょう。



——— 4月10日(水)は、交通死亡事故0を目指す日です。 ———

経験したものでないと語れない貴重な言葉が凝縮され語られています。

また、遺族から託された

「加害者の視点から事故の恐ろしさ伝えて欲しい」「交通事故を無くす努力をして欲しい」という願いを受け、筆者自らが生涯を掛けて実行する覚悟が心をうちます。(尾崎 記)

交通刑務所服役者の手記

「償いの形」

会社員(25歳)

自動車運転過失致死により禁錮1年4月の実刑。これが私に下された判決でした。

その頃の私は、1年半の間勤めていた会社を辞職し、久しぶりの地元での生活を楽しんでいました。

翌日に再就職先の面接を控え、遊んでいられるのも今日限り、久しぶりに友人達と会うことになっていました。

友人一人を助手席に乗せ、皆と待ち合わせた場所に向かう途中の横断歩道で事故を起こしたのです。

その日は雨が降っていました。もともとスピードを出すタイプではなかったため、制限速度を下回るくらいのスピードでありましたが、目的地が近付いたことにより油断が生じていたのだと思います。

右から左に横断する歩行者の姿に気付く、急ブレーキを踏みましたが間に合わず、最悪な結果となりました。

何ものにも変え難い尊い命を私は不注意によって奪ってしまったのです。

亡くなられた女性のご遺族とその日のうちに会うことができ、その場で謝罪をしました。

「まだ状況が理解できていない。感情が追いつかない」それが、その日のお言葉でした。翌日の通夜、葬式にも伺わせて頂きました。

そのときのご遺族の視線、周囲の人々の視線、何より車を見るのが恐くなり、1か月ほど家の中に引きこもるような状態になってしまいました。その間、謝罪らしい謝罪をしなかったことが今でも悔やまれます。

家族や周囲の支えもあり、立ち直った後すぐに手紙を書きました。しかし、その手紙が逆にご遺族の感情を刺激することになってしまいました。

その原因は、私の近況を書いたことでした。今、ご遺族にとってみれば自分の家族を殺した人間の状況など知りたくもないはずです。

そんな簡単なことが当時の私に分からず、形だけの自己満足に過ぎない謝罪をしてしまった

のです。

そんな私でしたが、電話での話し合いや直接お会いしての謝罪を続け、ありがたいことにお墓の場所まで教えて頂きました。

その後、裁判が終わり実刑判決を受け、私は今、市原刑務所で受刑生活を送っています。

最初は、「何故こんなことに？」と思う毎日でしたが、今はこれで良かったのだと思えるようになりました。

ここで教育を受けるうちに考えが変わってきたのです。

私が続けていた謝罪は自己満足に過ぎなかったのです。被害者やご遺族が求めるものではなく、加害者が自分の罪悪感を少しでも軽くするだけに行く、形だけのものでした。

ご遺族に頂いた言葉があります。「加害者の視点から事故の恐ろしさを伝えて欲しい。交通事故を無くす努力をして欲しい」というものです。

事故の記憶は思い出したくありませんし、人に話したいことでもありません。しかし、ご遺族のその言葉に対し誠実に対応することが、私にとって一番良い謝罪の形になるのだと思い、現在実行しています。

今、刑務所の中だからこそ、ここまで考えられたのだと思います。もし、今も社会の中にいたなら、自分のことばかりで被害者やご遺族のことは二の次になっていたかも知れません。そう考えれば、今ここにいることこそが私が人生をやり直すため必要な期間なのだと考えることができるのです。

私はこれからも加害者として、人命を奪った人間として、これ以上交通犯罪被害者が生まれないよう努力していきます。

示談が成立したところで謝罪に終わりが来る訳ではありません。終わりは永遠に來ないのです。

それから逃げることなく、続けることが人間として必要なことなのだと考えております。

交通反則通告制度とは 青切符

交通反則通告制度は道路交通法の一部改正により昭和43年7月から施行された制度です。

改正された背景は、昭和42年は、日本の総人口が1億人を突破し、高度経済成長に伴いモーターゼーションの進展に伴い、交通事故も多発し交通指導取締りも強化され、同制度施行前は、違反者の大部分は罰金刑に処せられ、**一億総前科者の時代**も到来しかねないとも言われ同法の一部改正が行われ、前科の付かない反則制度が発足しました。

同制度は当初、成人のみに適用されていましたが、昭和45年に道路交通法の一部改正が行われ少年にも適用される事になりました。

改正後は、交通事故抑止のため交通違反の取締りも簡易迅速かつ効率的で、違反者も検察庁、裁判所への出頭もなく、交通秩序維持と交通安全意識高揚にもつながった。



交通安全 シンボルマーク

このシンボルマークは、人が手を上げて呼応している状態をデザインし、「交通マナーを高めよう!」のイメージアップをねらったものです。部分的には

△頭の部分が「大阪」の「O」

△胴体の部分がINFORMAION

「知識・情報」の「I」

△手と腕の部分がSAFETY(安全)の「S」を表します。

自転車も違反すれば反則金

政府は3月5日、自転車の交通違反に反則金納付を通告できる交通反則通告制度を導入する道路交通法改正案を閣議決定しました。

改正の法案は、現在開かれている通常国会に提出され、成立されれば公布の日から2年以内に施行されます。

自転車の「青切符」は

対象年齢 16歳以上

反則金額は 5,000円から12,000円

で原動機付自転車の反則制度適用違反と同額の反則金です。

提出される法案は、道路交通法が定める交通反則切符が適用される違反態様の内、100余りが対象で重大な事故に繋がるおそれのある違反態様です。

具体的には、

- 信号無視
- 一時不停止
- 右側通行などの通行区分違反
- 自転車の通行が禁止されている場所通行
- 遮断機が下りている踏切に立ち入ること
- 例外的に歩道を通行出来る場合でも徐行などをしていないこと
- ブレーキが利かない自転車に乗ること
- 携帯電話を使いながら運転すること
- 傘を差したりイヤホンをつけたりしながら運転するなど都道府県公安委員会が定められた遵守事項に違反すること等が対象となります。

※ 一部、警察庁ホームページ引用

「青切符」の導入について 自転車の利用者等から 様々な意見が寄せられています。

警察庁
ホームページ
から

70歳代の男性

「青切符」導入に大賛成です。ヘルメット着用など自分で気をつけていますが、モラルやマナーを守る人が増えたら嬉しいです。

20歳代の女性

イヤホンをつけている人とぶつかりそうになったことがあるし、夜は信号無視をする人も多いので改善につながればいいと思う。

50歳代の女性

自転車は車道を走らないといけませんが、車道を通るのは怖いんです。自転車を運転するときはスピードを出し過ぎないように意識しています。

自転車事故の実態



去年(令和5年)の全国の交通事故発生件数は年々減少している。一方で、自転車に関係する交通事故の割合は増加傾向が続いているうえ、**自転車に関係した死亡・重傷事故のうち、およそ4分の3で自転車に違反行為があった。**

令和6年4月1日より受講可能です

講習は
2時間

実技中心！マンツーマン指導による

自動車安全運転講習

(乗用車コースのみ)

100名限定

受講者の費用負担は通常の
半額 **6,000 円+消費税**
で受講できます。
通常 **12,000 円+消費税**

サポート対象の受講日程は

4月1日～12月中受講分まで、または100名に達した場合、いずれか早い方

大阪府下の地区協会(組合)の **会員を対象** とした交通事故防止対策の一環として、教習車(乗用車)を用いた自動車安全運転講習を実施しています。大阪府下の公安委員会指定自動車教習所(学校)の協力を得て行われるこの講習では、**一般社団法人大阪府自家用自動車連合協会** が、講習費用の**半額をサポート**しております。この機会にご自身の運転技術を見直し、より一層安全への意識を高め、安心・快適な自動車ライフを実現しましょう。

※当事業の終了年度につきましては、一般社団法人大阪府自家用自動車連合協会までお問合せ下さい。

ペーパードライバーの方
事故経験ドライバーの方
高齢者ドライバーの方

この講習では学びたいことを、最初のオリエンテーションの際に決めた上で、マンツーマンにより講習を行います。それぞれの事情に合った内容を学ぶ事ができますので、どんなことでも安心してご相談ください。

基本2時間コースをベースにした
タイムスケジュール 例

時間	講習内容
5分	オリエンテーション 開講 トレーニングの目的スケジュールの説明
45分	初期運転技術の判定(所内実車走行) ①日常点検、正しい運転姿勢 ②運転レベル、運転癖のチェック ③課題のチェック
10分	休憩
40分	実車トレーニング(路上実車走行) 初期運転技術の判定に基づき ①弱点の克服・癖の修正 ②問題点矯正、危険予測訓練 ③交通状況に応じた運転対応
10分	まとめ 技術習熟度を確認 講評及び解説など 終了

サポートの対象となる方は、
大阪府下自家用自動車協会(組合)の
会員に限ります

自動車安全運転講習の申込方法について

受講を希望される場合は、所属されている地区協会(組合)より

- ①チラシ申込書を入力して下さい ②受講を希望する教習所等に連絡し、受講日・時間を仮予約
③仮予約後、教習所等に申込書をFAX送信することで申込となります ④地区協会(組合)より
申込み完了と注意事項の連絡 ⑤受講当日は教習所等で6,000円+消費税をお支払い下さい

